## ●香川県告示第321号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年11月18日

香川県知事 池 田 豊 人

## 1 訪問看護事業者

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び 主たる事務所の所在地
令和4年9月15日	宇多津訪問看護ステーション	株式会社キリュウ
	綾歌郡宇多津町165番地4	仲多度郡多度津町大字南鴨112番地5

## 2 上記以外の機関

指定年月日	名称	所 在 地
令和4年10月4日	み空薬局	坂出市富士見町一丁目1番8-1 号
令和4年10月6日	堀江整形外科スポーツ&リハビリクリニ ック	さぬき市志度2542番地1
令和4年11月1日	かしづかクリニック	三豊市高瀬町下勝間2324番地
令和4年11月1日	オリーヴの樹薬局	坂出市八幡町三丁目2番18号